

投票日：4月23日（日）

投票時間：午前7時から午後6時まで



4月23日（日）は、任期満了に伴う利根町議会議員一般選挙の投票日です。町政の担い手を決める大切な選挙ですので必ず投票しましょう。

▶投票できる方

投票できる方は、次の2つの要件にあてはまり、選挙人名簿に登録された方です。

- ① 平成17年4月24日までに生まれた方
- ② 令和5年4月18日以前から利根町に住民登録をされ、引き続き住民基本台帳に登録されている方

※投票する前に他市町村へ転出した人は投票できません。

▶投票所入場券

投票所入場券は、1枚の封書に同一世帯6人まで連記（家族7人以上は2通）されていますので、ご本人の投票所入場券を切り離して投票所にお持ちください。万一、投票所入場券が届かない場合や紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受け付けに申し出てください。

▶新型コロナウイルス感染症対策

投票所では、安心して投票していただくため、備え付けの鉛筆や記載台の消毒などの感染症対策を実施します。投票される方におきましても、マスクの着用や手指消毒などの感染症対策にご理解とご協力をお願いします。

▶期日前投票

期間：4月19日（水）から4月22日（土）まで
時間：午前8時30分から午後8時まで
場所：利根町役場1階多目的ホール



▶選挙公報

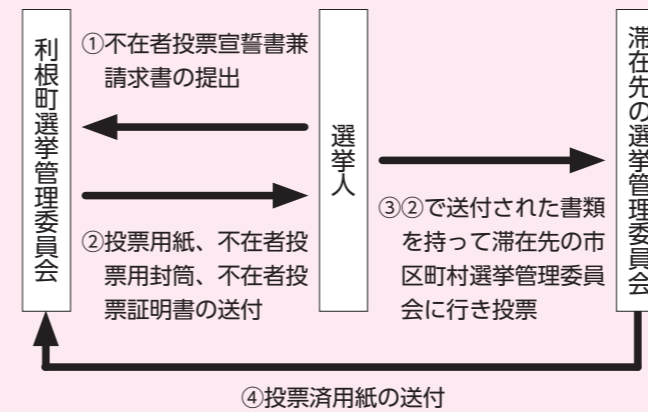
選挙公報は、4月21日（金）までに新聞折込みで配布するほか、利根町役場、利根町文化センター、利根町図書館、利根町生涯学習センター、利根町保健福祉センターにも設置します。

新聞未購読などの世帯の方で、選挙公報の郵送を希望される方は、利根町選挙管理委員会までご連絡ください。

▶不在者投票

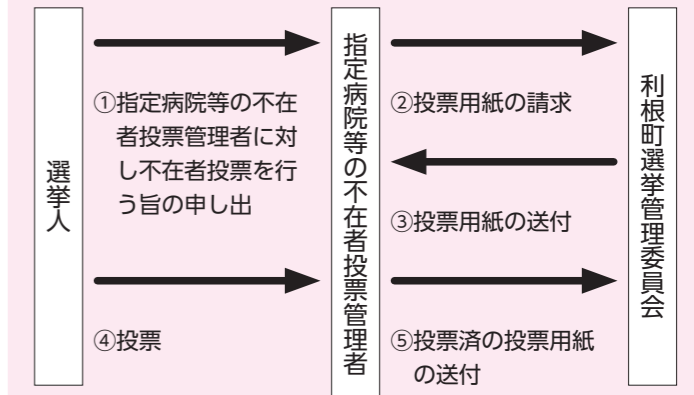
仕事や旅行などの長期の滞在などで投票日に投票ができない方や、都道府県選挙管理委員会が指定する病院または老人ホームなどに入院・入所されている方は、事前に手続きをすることで不在者投票をすることができます。

●滞在先での不在者投票の手続き



- ※1 不在者投票の手続きには日数がかかりますので、できるだけ早めに利根町選挙管理委員会にご連絡ください。
- ※2 不在者投票の手続きに必要な様式は、町公式ホームページからダウンロードすることができます。

●指定病院または老人ホーム等での不在者投票の手続き



- ※1 入院・入所している施設が不在者投票できる施設であれば、その施設で投票ができますので、入院・入所している施設にご確認ください。

▶郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方、要介護者の方で所定の要件を満たす方は、「郵便による不在者投票」制度を利用することができます。詳細については、利根町選挙管理委員会へお問い合わせください。

▶開票

投票日当日の午後7時から利根町役場1階イベントホールにて開票を行います。

▶投・開票速報

投・開票の速報および結果については、町公式ホームページに掲載します。

問い合わせ先

利根町選挙管理委員会（役場総務課内） ☎68-2211（内線318）

